

(乙の4) [第15条]

(工作物の新築、改築、除却)

1 河川の名称

2 目的

3 場所

4 工作物の名称又は種類

5 工作物の構造又は能力

6 工事の実施方法

7 工期

8 占用面積

9 占用の期間

備 考

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。